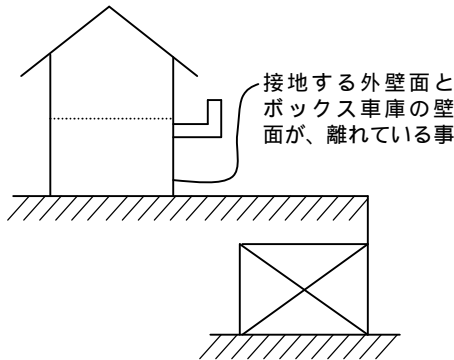


5、ボックス車庫がある場合の地盤 (宅造許可によるボックス車庫含む)

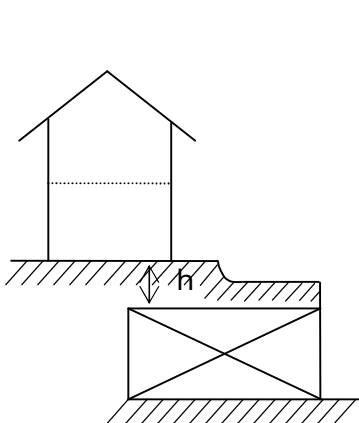
a、建築物の地盤とボックス車庫の地盤との関係

C A S E 1 上部建物とボックス車庫が平面的に離れている場合



平均地盤：上部建物とボックス車庫は別棟<sup>注</sup>とし、平均地盤についても上部と下部それぞれ毎に算定

C A S E 2 上部建物とボックス車庫が、平面的に重なっている場合



平均地盤 {  
 h 1m の時：上部建物とボックス車庫は別棟<sup>注</sup>とし平均地盤についても、上部と下部それぞれ毎に算定  
 h < 1m の時：上部建物とボックス車庫は同一棟とし、平均地盤についても、上部と下部を一体で算定

h：ボックス車庫のスラブ天から、上の宅盤迄の寸法

注) 上部建物とボックス車庫が、別構造である事

法第 19 条第 4 項 敷地の衛生及び安全

宅造規制区域内で第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用内の独立車庫の取扱い

宅地造成許可による車庫は、ボックス擁壁として宅地造成基準に適合させるとともに、建築基準法の規定にも適合させること。

備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01